

特別支援教育を推進しています



△特別支援教育リーフレット

保育園や幼稚園、認定こども園、小・中学校に通う子どもたちの中には、集団生活や学習面で困っていて、個別の支援を必要とする子どもがいます。

市は、このような子どもたち一人一人の特性に合わせた「特別支援教育」を実施しています。

特別支援の充実のために

市は、個別の支援を必要とする子どもたちの教育ニーズに応じたきめ細かく適切な支援を行うため、次のようなことに取り組んでいます。

- 保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校に支援員などを配置
- 巡回相談員・教育相談員が保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校を訪問し、保護者や教師の相談に対応

健全な育ちを支えるために 気になることがあれば相談を

個別の支援を必要とする子どもたちが示す行動上の特徴を、本人の性格などに起因するものと捉えず、なぜそのような行動をするのか、その背景を理解することが大切です。

- ことばの指導員を配置し、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校でことばの通信・巡回指導を実施
 - 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーターの指導力・専門性を高めるため研修会を開催
 - 特別支援教育の理解・啓発のためリーフレットを作成
- ※リーフレットは教育委員会に備え付けています

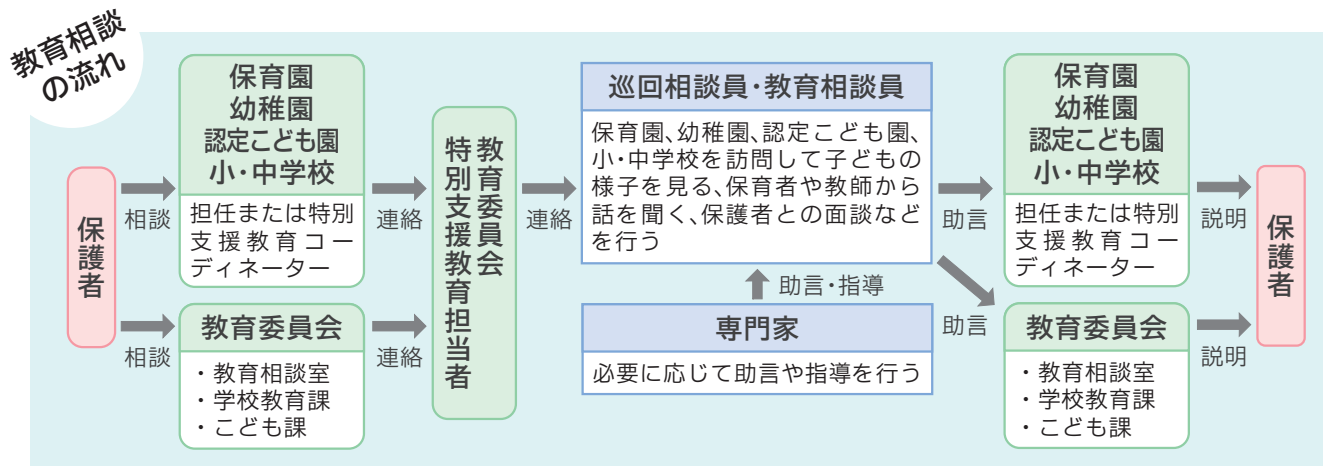
子どもの様子で気になっていること ありませんか？

- 話を集中して聞けない
- 注意されても立ち歩く、教室から飛び出す
- かつとなって乱暴する
- 聞いたことの理解が難しい
- 話したいことを言葉でうまく表現できない
- 文字を書くことや計算が苦手
- 人の気持ちや周囲の状況を感じ取ることが苦手
- 物事に独特のこだわりがある
- 物をよくなくす、忘れ物が多い

このような様子に周りの大人が早く気づき、一人一人の特性に合わせて対応することが大切です。

子どもの様子で気になることや困っていることがある場合は、各園や各小・中学校、教育委員会にご相談ください。
※教育相談の流れは下の図の通りです

【問い合わせ】
教育委員会
▼教育相談室 ☎23・0260
▼学校教育課 ☎45・1311 内線362
▼子ども課 ☎45・1311 内線342



「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」

いじめを防ぐために



市教育委員会では「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「いじめ防止基本方針」という)を定めています。この方針に基づき、子どもたちが安心していじめのない学校生活を送ることができるよう、取り組みを進めています。

「いじめ防止基本方針」四つの特色

① 社会全体で取り組む
「いじめ防止基本方針」では、市・学校・保護者・児童生徒および地域・関係機関の役割を示し、それぞれがいじめを防ぐために進んで行動することとしています。

市内小中学校、高等学校の校長や生徒指導主事で組織する「生徒指導連絡協議会」では、平成27年6月に「情報機器使用ガイドライン」(※)を策定。学校と家庭・地域が連携し、情報モラル教育の充実を図っています。

*スマートフォンなどの適切な使用方法として▼夜9時以降は携帯電話などの使用をやめさせ、居間などの保護者の目の届くところに

置かせる▼個人が特定される情報をアップしたり、他人を誹謗中傷したりする道具として使わせない
—など4項目を示しています

③ 子どもたちの取り組み
先生から指導・支援を受けながら、子どもたちが中心となり、いじめのない学校や学級集団づくりを進めます。

【問い合わせ】
教育委員会学校教育課
(☎45・1311 内線363)

の良さを認め合える授業・集団づくりに取り組みます。いじめを許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを、日頃から児童生徒に伝えていきます。
さらに、先生は子どもたちの良さや変化に気付き、日常的に話し合える雰囲気づくりを心掛けます。

④ いじめ防止を考える日
毎年6月1日を「いじめ防止を考える日」とし、各学校や地域において子どもたちが中心となった取り組みを行います。

いじめ防止に地域の力を

いじめを防止するためには、地域の皆さんの協力も必要です。子どもたちが安全・安心な暮らしを送るためには、普段から地域と学校が連携して見守っていくことが大切です。

いじめを認知した場合の 基本的な対応

- いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、迅速に当事者と加害者から、具体的な言動について事実確認をする
- いじめられている児童生徒の担任等のみでいじめ問題を処理・対応することのないよう、学校全体で「組織」を活用して対応する
- 学校長をリーダーとし、いじめと認知した時点から早期に関係者で対応を協議する
- 次の場合はただちに教育委員会に口頭にて報告を行い、学校と教育委員会での対応を検討する
 - ▶ 重大事態に発展する可能性がある場合
 - ▶ いじめにかかわる問題と認知してからある程度の時間を要しても解決に至っていない場合
 - ▶ 当事者間や関係する児童生徒の間で、指導および対応に困難が予想される場合
- 学校長は事実に基づき児童生徒・保護者に説明する
- いじめの児童生徒には毅然とした態度で対応し、行為の善悪を理解させ、反省および謝罪をさせる
- 法を犯す行為については、ただちに警察などに連絡し協力を求める
- いじめが解決した後も、関係する保護者と継続的な連絡を行う

—「いじめ防止基本方針」より